



総務省

総務省 固定電話の番号ポータビリティ

検索

固定電話番号の番号ポータビリティに関するご相談は、
移転先事業者にご連絡ください。

総務省 総合通信基盤局
電気通信技術システム課 番号企画室

[https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/
tel_number/kotei_portability.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/kotei_portability.html)



固定電話の 番号ポータビリティについて

固定電話の番号ポータビリティとは、現在使用している固定電話の電話番号を変更せずに、別の通信事業者へ乗り換えられる制度のことです。



2025 年 4 月



総務省

目次

- 1.固定電話番号の番号ポータビリティとはP.02
- 2.番号ポータビリティのメリットP.03
- 3.利用の際の注意点P.03
- 4.番号ポータビリティに必要な手続・費用等P.04
- 5.番号ポータビリティができない場合 その①P.05
- 6.番号ポータビリティができない場合 その②P.06
- 7.番号ポータビリティができない場合 その③P.07 ～ P.08



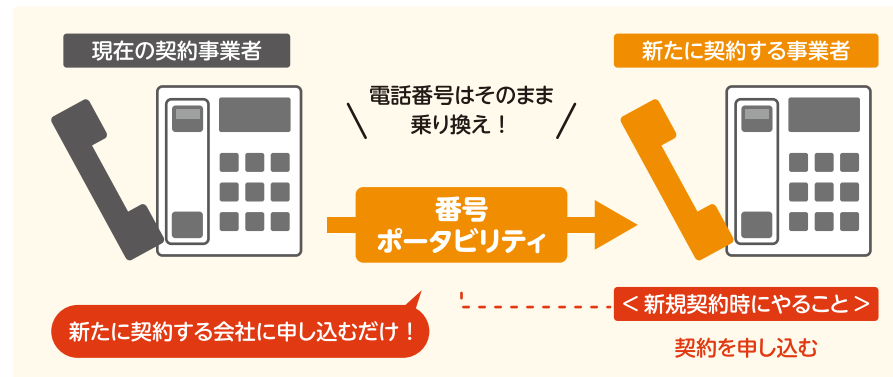
<メモ>

<メモ>

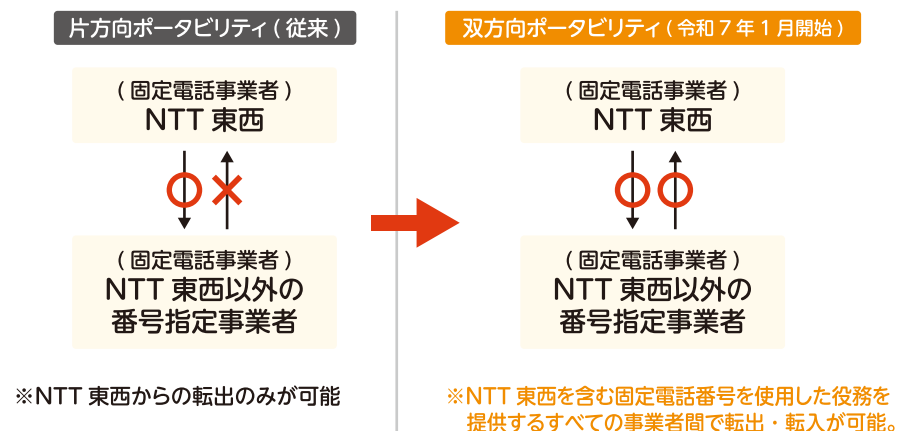
1 固定電話番号の番号ポータビリティとは

- 固定電話の利用者が、電話番号をそのまま固定電話サービスの提供を行う会社を変更できます。

番号ポータビリティ ワンストップのイメージ



- 令和 7 年1月から、NTT 東西を含む全ての固定電話サービス提供事業者間で番号ポータビリティが利用できるようになりました。



★令和7年1月以前に利用できたのは、NTT 東西の加入電話・INS ネットから、NTT 東西が提供するひかり電話又は NTT 東西以外の事業者への番号ポータビリティのみ。

2 番号ポータビリティのメリット



- 電話番号を変えることなく、契約する固定電話会社を利用者のニーズに適ったサービスを提供する会社に見直すことができます。
- 固定電話会社同士の競争が促進され、固定電話番号の番号ポータビリティを利用しない人にとってもサービス向上が期待できます。

3 利用の際の注意点

固定電話番号の番号ポータビリティを実施すると、変更前の固定電話会社との契約は解除（解約）となり、変更後の固定電話会社と新たに契約（新規契約）することとなります。このため、次の以下の点にご注意ください。

- 番号ポータビリティのための費用の他に、解約及び新規契約に伴う費用等が発生する場合があります。
- 現在契約している固定電話会社との間で残債等がある場合（設置済みの回線工事費を分割払いしている場合の残額や料金の未払いがある場合等）には、解約にあたり精算が必要となります。
- 固定電話サービスをインターネット回線と併せて契約している場合、インターネット回線の解約には別途手続が必要となる場合があります。
- その他、附帯するサービスの解約には別途申込みが必要な場合があります。



- 転居を伴う番号ポータビリティは、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）別表第1に定める番号区画内でのみ行えます。市外局番が同じであっても、番号区画が異なる場合は、転居を伴う番号ポータビリティは行えません。

<転居を伴う番号ポータビリティができる場合の例>

- 東京都千代田区（番号区画 219、市外局番 03）から、東京新宿区（番号区画 219、市外局番 03）に転居する場合
★番号区画が同じで、市外局番も同じなので番号ポータビリティが利用可能。

<転居を伴う番号ポータビリティができない場合の例>

- 東京都千代田区（番号区画 219、市外局番 03）から、大阪市（番号区画 363、市外局番 06）に転居する場合
★番号区画が異なるので、番号ポータビリティは利用できません。
- 東京都八王子市（番号区画 224、市外局番 042）から、東京都青梅市（番号区画 226、市外局番 042）に転居する場合
★市外局番が同じですが、番号区画が異なるので、番号ポータビリティは利用できません。

<参考> 番号区画・市外局番の一覧

https://www.soumu.go.jp/main_content/000141817.pdf



7 番号ポータビリティができない場合 その③

- 番号ポータビリティが行える固定電話は、東京 03 や大阪 06 のような市外局番から始まる番号です。
050 から始まる番号は、番号ポータビリティの対象ではありません。

市外局番の例

東京－03、大阪－06

横浜－045、京都－075、神戸－078

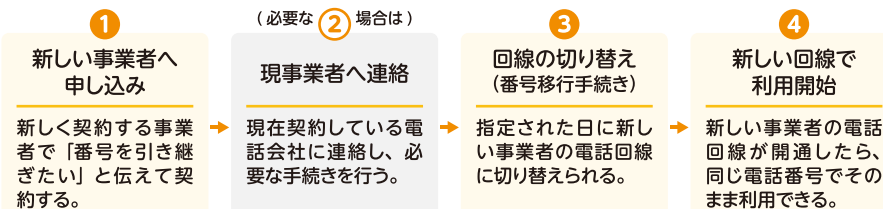
旭川－0166、松本－0263、栃木－0282、
鳥取－0857、宮崎－0985

伊豆大島－04992



4 番号ポータビリティに必要な手続・費用等

固定電話の番号ポータビリティにおける手続きの流れ



移転先との契約締結にあたり発生する場合がある費用

- ・ 契約に係る事務手続費
- ・ 回線工事費
 - ・ 回線引き込みに係るもの
⇒ 次の 1 ～ 3 の場合で回線引き込み工事が必要となる場合に発生する。
 1. 固定電話から IP 電話に変更する場合
 2. IP 電話の契約先を別の固定電話番号の指定を受けた事業者（固定電話番号の指定を受けた事業者を含む。）に変更する場合
 3. IP 電話から NTT 東西が提供する固定電話に変更する場合
 - ・ 収容装置等の設定変更に伴う作業に係るもの
⇒ 移転先事業者の収容装置等に利用者情報を登録するため作業に際して発生する。

移転元との契約解除にあたり発生する場合がある費用

- ・ 契約解除に係る事務手続費や割引の違約金等
- ・ 回線工事費
 - ・ 回線の撤去に係るもの
⇒ 利用者が回線撤去を希望した場合に発生する。
 - ・ 収容装置等の設定変更に伴う作業に係るもの
⇒ 移転先事業者の収容装置等に登録された利用者情報を削除するための作業に際して発生する。
- ・ 固定電話サービスの利用休止に係る費用
⇒ 電話加入権を有する利用者が、使用している固定電話サービスを IP 電話等の電話サービスに変更するにあたり、固定電話サービスの利用休止を希望する場合。
※ 固定電話サービスを解約する場合には費用は発生しない。



5 番号ポータビリティができない場合 その①

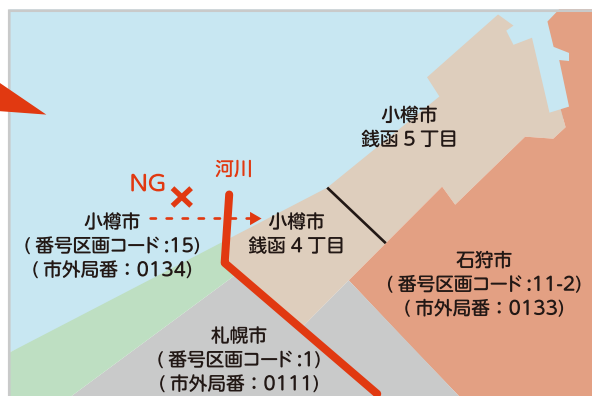
特例①

NTT東西が電話サービスの提供を行う番号区画において、当該番号区画に対応する市外局番とは異なる市外局番を使用している、当該番号区画に対応する市外局番をNTT東西の設備に収容することが困難な場合

電気通信番号計画別表第1「固定電話番号の細目」と異なる住所の抜粋

項番	住所	電気通信番号計画 別表第1 固定番号の細目 における市外局番	電気通信番号計画 別表第1 固定番号の細目と 異なる付番となる市外局番
1	北海道小樽市銭函4丁目	0134	0133
2	北海道小樽市銭函5丁目	0134	0133
3	北海道苫小牧市字丸山	0144	0123
4	北海道稚内市大字宗谷村字東浦	0162	01635
5	北海道稚内市大字宗谷村字峰岡	0162	01635
⋮	⋮	⋮	⋮

例えば、北海道小樽市銭函4丁目と5丁目では、番号区画に対応する市外局番(0134)とは異なる市外局番(0133)を使用しており、当該地域では、他事業者からの番号ポータビリティができない場合があります。



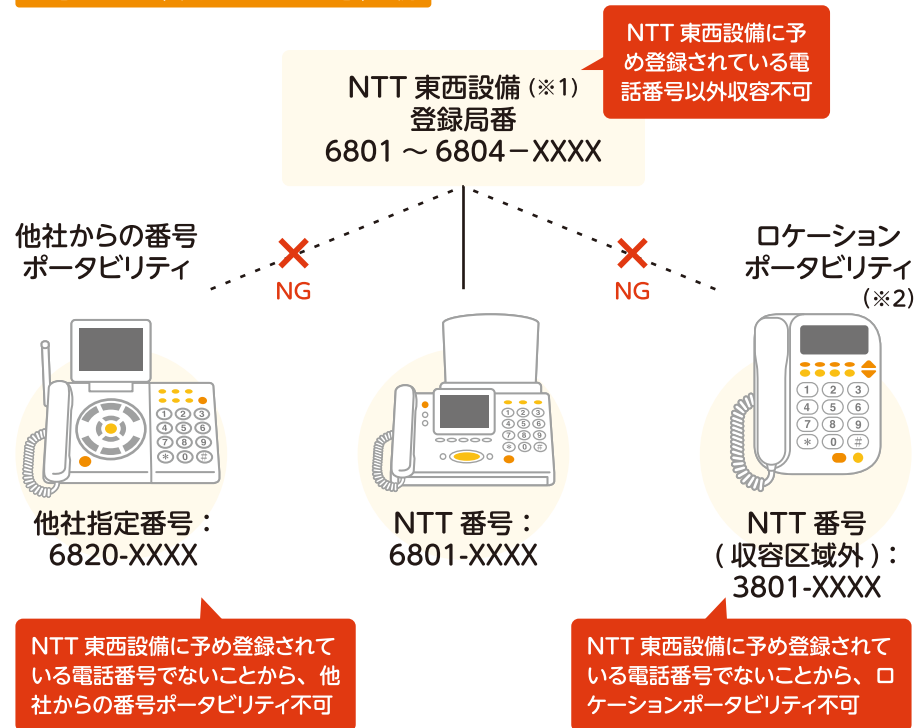
6 番号ポータビリティができない場合 その②

- 次の場合については、技術的な困難性を勘案して総務大臣が認める特例となっているため、番号ポータビリティが行えません。

特例②

NTT東西以外の事業者が払い出した電話番号及びNTT東西が光ファイバーを利用した光IP電話サービス(ひかり電話)用として払い出した電話番号を、NTT東西加入電話及び総合デジタル通信サービス(INSネット)に移行する場合。

番号区画219(東京23区03番号)の例



※1・・・NTT 東西加入電話及び総合デジタル通信サービス(INS ネット) 設備

※2・・・同じ番号区画内において引越等により利用者が移転しても引き続き現在の電話番号を利用できる仕組み